

国際的な認知症施策を踏まえた認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に
関する調査研究事業 支援業務

仕様書

1. 目的

当機構では平成 30 年度老人保健健康増進等事業における「国際的な認知症施策を踏まえた認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に関する調査研究事業：～日本に求められる認知症診断後支援体制等の在り方と、持続可能な体制構築のための官民連携のイノベーションの創出に向けて～」(以下、本事業とする)を実施している。

本事業の実施にあたっては、短期間で広範な情報収集・取りまとめと進捗管理を行う必要があることから、関連文献の調査や当機構による取りまとめ支援などが必要である。本業務は、専門的調査と技術的支援を行い、本事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

2. 本事業概要

認知症の人達にやさしいコミュニティの国際展開について、H28 年度に開催された G7 保健大臣会合の神戸コミュニケにおいても「WHO の高齢者に優しい都市やコミュニティのグローバル・ネットワークの推進を含め、高齢者や認知症に優しいコミュニティの推進は、蓄積されたエビデンスを共有し、新たなデータを生み出し、認知症に対する理解を改善することで、認知症とともに生きる人々とその介護者を支援するアプローチである。」と言及されたところである。こうしたことを踏まえ、日本の認知症施策を推進・発信するために各国での認知症施策における好事例をまとめるなど、国際的な認知症に関する取組の調査研究をすること、また、認知症高齢者等にやさしい地域づくりについてのグローバル・ネットワークの推進について検討・調査し、報告書にまとめる。

(平成 30 年度老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)の国庫補助協議(追加公募)公募テーマより抜粋)

3. 実施内容

(1) 国内事例の調査

認知症ケアに関する課題や認知症にやさしい地域づくりにおける国内の好事例に関する調査を行う。特に認知症の診断を受けた直後の本人や家族への支援に関する情報収集を中心とする。国内では当該領域の研究エビデンスが十分ではないと考えられるため、以下のとおり、各種媒体からも幅広く渉猟する。ただし、具体的な収集先や収集量については当機構担当者と協議の上、決定する。

- 関連論文
- 関連学会報告
- 関連書籍・専門誌
- インターネット(関連 NPO サイト、地方自治体の関連部局ページ)
- 新聞記事(地方紙を含む)

(2) 調査結果の比較整理

(1) で収集した情報に基づいて、認知症の診断を受けた本人や家族への支援策に関する分類、比較整理を行い、表形式で取りまとめる。分類の際には、人的ケア（心理的、身体的、技術的）、経済的支援、生活相談・サポート、情報提供・共有、技術イノベーションなど、認知症のための官民連携プラットフォームで将来的に取り組むべき事項が明らかとなるように留意する。

(3) 研究支援

本事業で組成する各研究チーム（海外事例調査チーム、国内施策整理・評価チーム、制度の在り方検討チーム）の検討状況を把握するとともに、各チームの調査結果の取りまとめ支援を行う。具体的な支援内容については、当機構担当者と協議の上、決定することとする。

4. 参加手続き

(1) 企画提案書の受付：2018年10月8日（月）17時まで（メール添付または郵送で必着）

※提出先：

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
Global Business Hub Tokyo 308

特定非営利活動法人 日本医療政策機構（担当：栗田 駿一郎）

MAIL：info@hgpi.org

(2) 提案者への結果通知：2018年10月12（金）まで

5. 企画提案書の提出

参加意思のある場合、以下必要書類を提出するものとする。

(1) 企画提案書（様式任意、具体的な業務内容に加え運営体制及びスケジュールを含む）

(2) 業務実績（様式任意）

(3) 見積書（様式任意）

6. 業務遂行要件

本業務では専門性の高い調査と、研究マネジメントの技術的支援の両方を求めることから、受注者は次の業務遂行要件をすべて有するものとする。

- 2名以上の従事予定者を配置できること。
- 医師または看護師の資格を有するものを少なくとも1名従事させること。
- 認知症に関する調査業務の受託実績があること。
- 「国際的な産官学の連携体制（PPP）」に関する業務の実託実績があること。
- 厚生労働省老人保健健康増進等事業の受託実績があること。
- プライバシーマークの認証を取得していること。
- ISO9001の認証を取得していること。

7. 履行期限

2019年3月29日（金）

8. 成果物

上記業務で作成した関連資料一式の電子ファイル

9. 委託料上限額

6,000,000円（消費税及び地方税を含む）

10. その他

本事業を的確に実施するために、本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて相互の合意に基づいた協議を適宜行うこと。

以上